

の定めるところにより、その状況を人事院に報告するものとする。

(雑則)

第十二条 この規則の実施に關し必要な事項は、人事院が定める。

(読み替え)

第十三条 再就職促進法第五条第一項に規定する国鉄退職希望職員に係るこの規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条及び第一項	第六条	第七条
日本国有鉄道清算事業 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員から 引き続き職員となつた者 期末手当に相当する給与が 日本国有鉄道清算	日本国有鉄道清算事業 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員から 引き続き職員となつた者 (当該期間に係る職員となつた者)	日本国有鉄道及び日本 国有鉄道清算事業団 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員 から引き続き職員となつた者 (当該期間に係る職員となつた者)	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員

事業団から支給される
者を除く。)

日本国有鉄道清算事業
に在職した期間(日)

日本国有鉄道に在
本国有鉄道に在職した
期間のある者について
は、その期間を含む。)

第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条
日本国有鉄道清算事業 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員から 引き続き職員となつた者 (当該期間に係る職員となつた者)	日本国有鉄道清算事業 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員から 引き続き職員となつた者 (当該期間に係る職員となつた者)	日本国有鉄道清算事業 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員から 引き続き職員となつた者 (当該期間に係る職員となつた者)	日本国有鉄道清算事業 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員から 引き続き職員となつた者 (当該期間に係る職員となつた者)	日本国有鉄道清算事業 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員から 引き続き職員となつた者 (当該期間に係る職員となつた者)	日本国有鉄道清算事業 再就職促進基本計画に 従い清算事業団職員から 引き続き職員となつた者 (当該期間に係る職員となつた者)
日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員
日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員	日本国有鉄道 再就職促進方針に 従い国鉄退職希望 職員
日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員	日本国有鉄道 清算事業団職員

1
(施行期日)
この規則は、平成十二年一月一日から施行する。
この規則は、公布の日から施行する。
この規則は、平成十二年一月二五日人事院規
則一・三六抄